

なつかしの名車 加西市内を駆ける

問合せ先／秘書課 ☎42-8701
fax43-0291 hisho@city.kasai.lg.jp

クラシックカーとそのオーナーが集う「コッパディ姫路 2019」が12月7・8日に開催されました。姫路市大手前公園をスタートし、加西市を經由し淡路島までを駆け抜ける2日間のラリーイベントです。加西市内でも往年の名車を一目見ようと、沿道や兵庫県立フラワーセンター、鵜野飛行場跡などのチェックポイントに大勢の自動車ファンが詰めかけました。

また、鵜野飛行場跡では旧日本軍の戦闘機「紫電改」の実物大模型も展示され、クラシックカーとの競演が来場者を魅了していました。



集まった往年の名車(鵜野飛行場跡)

20歳になったら国民年金

申込先／市民課 ☎42-8720
fax43-8045 shimin@city.kasai.lg.jp

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという仕組みです。

●国民年金のポイント

将来の大きな支え／国が運営するため、安定しています。年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけではありません

老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときの「障害年金」や、加入者が死亡した場合に、その遺族が受け取ることのできる「遺族年金」もあります。



●保険料の納付が困難な場合は

学生納付特例制度／学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)や短期大学、高等学校、高等専門学校などの学生です。

免除、納付猶予制度／学生以外の方で本人、配偶者および世帯主の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が免除または猶予されます。

1月6日からハローワークの利用方法が変わります

労働条件やPR情報など求人情報が充実します

- ・求人票の様式が変わり、労働条件やPR情報など求人情報がより詳細になります。
- ・自宅のパソコンやスマートフォンなどからハローワークに設置されたパソコンと同じ情報を見られます。
- ・ハローワークのパソコンの操作方法が、タッチパネル式からマウス・キーボード式に変わり、フリーワード検索などさまざまな条件で検索できるようになります。
- ・公的職業訓練(ハロートレーニング)なども検索できるようになります。

「求職者マイページ」の開設で、お仕事探しがより便利になります

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、自宅のパソコンやスマートフォンなどから以下のサービスを利用いただけるようになります。

- ・求人の検索条件や気になった求人を保存できます。
- ・ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- ・登録した希望条件や求職番号をいつでも確認できます。
- ・メッセージ機能により、ハローワークからの紹介で応募した求人企業とやりとりできます。

●問合せ先：ハローワーク西脇 ☎ 0795 ② 3181

プレミアム付商品券の販売は1月末まで！

消費税率の引き上げに伴う、市民税非課税者と子育て世帯主を対象とした、市内267店舗で買い物ができるプレミアム付商品券の販売は、1月末までです。また、利用にも期限があります。早めのご利用をお願いします。

- 商品券販売期間／令和2年1月31日（金）まで
- 商品券利用期間／令和2年2月29日（土）まで



＼最大5千円お得！／



公式キャラクターカニヤン

商品券（見本）：
1冊500円券10枚つづり

- 問合せ先／コールセンター（プレミアム付商品券事務局） ☎050-3786-4100（10:00～17:00平日のみ）

4月に小・中学校に入学される方（保護者）へ

問合せ先／学校教育課 ☎42-8772
fax43-1803 gakko@city.kasai.lg.jp

4月に小・中学校に入学する方へは、住所に基づいて入学する学校を指定し、1月下旬に就（入）学通知書をお送りします。特別な理由がある場合には、指定校（特別支援学校を除く）を変更することができます。事前にご相談ください。

●手続き方法

- ・指定校以外の市内小中学校へ入学
必要書類と印鑑を持って加西市教育委員会へ
- ・市外の市町立小中学校へ入学
入学希望の学校を管轄する市町教育委員会へ
- ・大学附属、私立小中学校へ入学
入学許可証と印鑑を持って加西市教育委員会へ

●特別な理由

- ・身体的理由
心身の障がいなどにより指定校への就学が困難な場合
- ・家庭の事情などに関する理由
 - ①保護者の就労などにより校区外の実家に児童を預ける場合（小学生のみ）
 - ②住宅新築などで転居が確実であり、あらかじめ転居予定地の学校へ就学を希望する場合（添付書類要）
 - ③加入する自治会の校区が住所地の校区と異なる場合（添付書類要）
- ・その他の理由
大学附属・私立小中学校に入学する場合など



もしも交通事故が起きたら

誰もが交通事故に巻き込まれて被害者や加害者になってしまう危険があり、保険請求や裁判、後遺症などさまざまな問題に直面する可能性があります。どの場面でいったい何をすればよいのか、弁護士の先生から被害者・加害者それぞれの立場について教えていただきます。

- 日時／2月13日（木）13:30～15:00
- 場所／アスティアかさい3F集会室
- 定員／40名（受講無料・要予約）
- 申込先／ふるさと創造課 ☎④ 8706
- 講師／弁護士